

タイにおけるベトナム人問題の現状と歴史的背景

—— インドシナにおける民族的相剋の一側面 ——

たか　　はし　　たもつ
高　　橋　　保

- I はしがき
- II 初期移住のベトナム人たち
 - 1. 18世紀の移住者
 - 2. 19世紀におけるベトナム人カトリック教徒のタイ移住
 - 3. ベトナムの民族運動とタイ移住民
- III 第2次大戦後のベトナム人難民をめぐる諸問題
 - 1. 新規ベトナム人難民の到来
 - 2. タイ政府の政策変更とベトナム人難民
 - 3. ベトナム人難民の本国送還（その1）
 - 4. ベトナム人難民の本国送還（その2）
 - 5. トンキン湾事件以後のタイ・北ベトナム関係とベトナム人難民の処理
 - 6. ベトナム人難民の本国送還（その3）
- IV タイ在住ベトナム人社会の現状とその特質
 - 1. 初期移住民の境位
 - 2. ベトナム人難民の社会
 - 3. 1965年以後のベトナム人難民社会

I はしがき

「ベトナム戦争が終っても、次はラオス、タイなどがベトナム人の目標になる。」これは昨(1970)年初めタイのタナット外相が言明している言葉である。この発言に象徴されているように、とくに近年タイはメコン河を隔てて接する東隣国ラオスを経由して展開しているとみられる自国東北部に対する北ベトナムからの共産主義活動の影響に著しく神経をとがらせている。かくもタイ政府がイサン(Isan)=東北タイにおける共産主義の滲透に注目する重要な原因の一つは、そこに約4万以上

のベトナム人難民が居住しており、この難民が北ベトナム側の活動にその一部として積極的に協力し、かつまた経済的にも最も開発がおくられて生活水準の低い同地域の農民たちの対政府不満をも刺激してこれと結び、反共路線をとっているタイ政府への反抗活動に一役買っているとタイ政府がみなしているからにはほかならない。このほか過去数百年にわたるタイ、ベトナム両民族の交渉史を通じて、両者間に歴史的に培われてきた民族的違和感ないしそれから進んだ反感・不信感も決して底の浅いものではない。

このように、タイにおいてベトナム人は同国の政治・経済・社会の諸分野において、種々の問題を生む原因の一つとなっているのである。

筆者は、かねてインドシナ史研究を進める過程で、この地域諸国におけるいわゆるベトナム人問題の重要性を自覚し、その文献的調査を進めると共に、現地での実態調査にも心掛けてきたのである。そしてその成果の一端をさきに本誌本年2月号において「カンボジアにおけるベトナム人問題の現状と歴史的背景」と題して発表した。したがって、本稿はその続編の一つとして、タイにおけるベトナム人問題の現状とその歴史的背景について検討を加えることにしたい。この検討によって、インドシナにおける民族的相剋の根深さとその解決の重要性の一端が一層明らかになると思わ

れる。いわゆるインドシナ情勢をみるうえで域外大国からの影響をその外的要因とし、現地民族社会の問題をその内的要因とすれば、この問題はまさに重要な内的要因の一つであるといえる。

タイにおける在住ベトナム人グループとしては、これを大きく二つに分けることができる。その第一は早くは17世紀から主として19世紀末までの時期にベトナムからタイに移住したグループであり、バンコクやチャンタブリなどに多い。他の一つは第2次世界大戦直後にカンボジアやラオスから、とくにラオスを経由して東北タイに移住したいわゆる前述の難民グループであり、このグループがとくに近年タイ政治上の一つの焦点とさえなっているのである。

では、以下これらタイ在住ベトナム人問題について、その歴史的経緯と問題点を辿ってみることとしよう。なお、ここであらかじめ指摘しておきたいのはタイにおける当該問題についての調査の困難性と限界についてである。直接に内政外交に絡まる問題だけに現地東北タイなどでのタイ官吏のこの問題についての立場や見方はきわめて一方的かつ画一的であり、他方、現地在住ベトナム人は本来きわめて排他的性格をもつうえに、現実の政治的立場も絡まって、一層かれら自身の口からその内部事情などについての実態を第三者に伝えるようなことはしない傾向が強い。以上のような諸般の事情から、タイのベトナム人問題についての実態を知り、それに正確な判断なり評価を下すことは現実には大変困難なことだといわざるをえない。タイのベトナム人問題についての調査・研究がこれまで意外に少ないのは、やはりここにその一因があるように思われる。

まして筆者の現地調査は、カンボジアの場合のように、長期間現地に滞在して実施したものでは

なく、いわば1963年以来1970年まで毎年のようにタイやラオスを訪れた際、できるだけ時間をみつけてバンコクや東北タイにおいて数日単位で旅行的観察を行なった結果に外ならないのである。

したがって本稿では当該問題についての実態理解なりその判断・評価について不十分な点が多々ある。そこで本稿はこれまでの一応の調査結果としてここに発表し、調査の不十分な点については、大方の御叱正により、また筆者自身の今後の調査研究によって補充していきたいと思う。

II 初期移住のベトナム人たち

1. 18世紀の移住者

ベトナム人のタイ居住史の初期の例としては、まず17世紀のタイの首都アユタヤ (Ayuthaya) におけるベトナム人グループ居住の事実を挙げる事ができる。当時、東南アジアにおける貿易の一大中心地であったアユタヤには、中国人 (華僑) をはじめ日本人、ジャワ人、マレー人、ビルマ人、インド人などアジア諸国人にまじって当時トンキン人ならびにコーチシナ人という名で知られていたベトナム人も多数居住し、西欧から渡来したポルトガル人、イギリス人、オランダ人などとともにこの都市に居留地を形成していた。そしてベトナム人居留地の住民は、他国人居留地におけると同様、かれら自身の中から選出した頭領によって本国 (=ベトナム) の習慣によって統制され、シャム国王の任命した官吏がその上にあってこれに関与していたのである^(註1)。

しかし、やはりベトナム人の大量のタイ移住は1780年代以後のことに属するようである。ベトナムは17世紀後半 (1673年) から18世紀後半 (1772年) まで1世紀間にわたって北方のハノイに都して虚位を保った黎王朝を擁してその実権を握る鄭 (Trinh)

氏と南方ユエを中心として国の南半部に勢威を張った阮 (Nguyen) 氏の間いわゆる南北対立時代が続いたが、この間は鄭阮両者による休戦時代で大きな戦乱もなく政情はかなり安定していた。ところがこの1772年にいたって、いわゆるタイソン (Tayson) の乱が勃発し、これを契機にベトナム全国土は戦乱に明け暮れることとなり、この状態は以後19世紀初頭まで続いたのであった。そしてその結果、それまで形式的な存在だった後黎朝はタイソンの乱によって滅ぼされ、そのタイソン勢力も一時は全ベトナムを統一し王朝を樹立するほどに勢威を有したが、それも束の間で、究極的には阮氏一族たる阮福映によって滅ぼされ、ベトナムは19世紀初頭(1802年)以後、ユエを中心とした阮王朝時代という新時代を迎えるのである。と同時に、留意すべきは、この阮福映の全国統一過程において、フランスのカトリック宣教師ピニョー・ド・ベース (Pigneau de Béhaine) を中心とするフランス人勢力の援助を得たことから、以後フランス勢力のベトナム介入が強まり、これがのちの植民地化への導火線となったという事実である。

ところで、こうした18世紀の戦乱時代を迎えて、ベトナム人の中には1780年代からバンコクなどタイへ戦乱を避けて移住する者も現われたのである。その第1の例としては、たとえば、のちに阮王朝の祖となり嘉隆帝と呼ばれた阮福映の軍の将兵たちである。阮福映はタイソン勢力に攻められて大部分の者が死亡した阮氏のうちのわずかな生き残りの一人であるが、かれはベトナム南部(=コーチナ)において阮氏再興の努力を行なっていたが、1785年にはジャンク5隻に分乗した部下と共にバンコクに到着している(注2)。これより先、阮福映はタイソン勢力との対抗上、またその打倒による阮氏再興のためには、コーチナで知り合

ったフランス人宣教師ピニョー・ド・ベースの強い奨めもあって、フランスの支援を得ることが得策であると考え、その結果阮福映の意を体したピニョー・ド・ベース師は映の子景 (Canh) を伴ってフランス本国にベトナム支援交渉に向かったが、阮福映はバンコクにおいてその結果を待とうとしたのであった。バンコクにおいて阮福映はかれの姉妹の一人をタイの国王ラーマ (Rama) I世に嫁がせたり、あるいはその率いるベトナム軍をもってタイのビルマ攻撃に助勢させるなど、タイとの友好関係の促進に注意を払っている。

ところで、1787年に阮福映がひそかにベトナムに帰国した際、かれに従ってタイに赴いていた部下の軍人たちの多くがタイに残留し、タイ王室に軍人として仕えることを望んだという。

阮福映のベトナム帰国と入れ違いに、かれに忠誠な将軍の一人である Nguyen Huynh Duc が軍隊を率いて陸路バンコクに到着した。この一行は1783年ベトナム本国においてタイソン軍に敗れ捕えられていたが、のち将軍と5000人の部下はそこから逃亡してラオス経由にて阮福映軍に合流すべく、阮福映がいるはずのバンコクにたどり着いたのであった。しかしかれらの到着した時、阮福映はすでにベトナムに帰国した後であった。そこで Nguyen Huynh Duc 将軍がラーマ I世に自分たちのベトナム帰国の希望を述べ、それについての援助を乞うたが、そのさいラーマ I世は最初はこれを断わり、極力、同将軍をはじめベトナム軍将兵たちがタイに留まってタイ軍に参加して欲しいと説得に努めた。しかし Duc 将軍の帰国の意志が固いことが判ったラーマ I世は結局幾隻かの船隻をかれのために用意したが、その際バンコクに残留を希望する者を残していくという条件をつけた。その結果、現在のバンコク在住ベトナム人の伝承

では、3分の2の人たちが残留を希望したとのことである(注3)。当初5000人いた人数のうち、かなりの人数がそれまでに減少していたと思われるが、残留希望者の数はおそらく1000人ないし2000人にのぼったと思われる。これに先の阮福映の軍の残留者を合わせると、当時のバンコクに残留したベトナム兵士の数は約2500~3500人に達したものと推定してよさそうである。

これらのベトナム兵士たちはタイの軍隊の一部として編入されたが、かれらは当時のバンコクの中心から数マイル北に離れていたバンポー(Bangpho)地区に居住していた。かれらは阮福映軍に仕えていた時と同等の地位を与えられた。Thong Dung Giam と Ho Duong Duc の2人がタイ国防相からこのベトナム軍人集団の司令官に任命された。この2人の司令官が指揮して、1787年にバンポーにタイにおける最初のベトナム式寺院たる Wat Anamnikayaram の建立を完成している。この寺院は永らくタイの王室や仏教界によって公式に承認されなかったが、ラーマ三世時代(1824~51年)に至ってはじめて公式に承認された(注4)。

ちなみに、現在までタイの宗教問題省によって公式に承認されているベトナム式寺院はわずかに10を数えるにすぎない。その内訳は第1表のとおりであり、これによってタイ国内での古くからのベトナム人居住地域をある程度推測しうが、10のうち七つはバンコクにあり、うち五つは支那人街ヤワラ(Yawaraj)にある。ここの大部分の寺の住職はベトナム人あるいは中国人の僧侶で、檀家もベトナム人と一緒に中国人が多くいる。中国人とベトナム人はともに大乘仏教を信仰しているのでこうした例も不自然ではないのである。バンコクにある寺院のうち、Wat Sammanamborihanの建立についてはラーマI世の妃となったベトナム

第1表 タイにおけるベトナム式寺院

場 所	寺 院 の タイ 名	僧 侶 数	寺院のベトナム名
バンコク			
1. Bangpho	Wat Anamnikayaram	5	Quang-Phuoc
2. Taphan Kas	Wat Sammanamborihan	9	Canh-Phuoc
3. Ratsawongse	Wat Kusalsamakom	10	Pho-Phuoc
4. Yawaraj	Wat Mongkolsmakom	5	Khanh-Hoi
5. Yawanaj	Wat Lokanukra	3	Tu-Te
6. Yawaraj	Wat Chaiyabhumikaram	6	Tuy-Ngan
7. Talat Noi	Wat Ubhairajbumrung	14	Khanh-Van
カンチャナブリ			
8. Kanchanaburi	Wat Thavornvararam	19	Khanh-Tho-Tu
チャンタブリ			
9. Chantaburi	Wat Khetnaboonyaram	1	Phuoc-Dien-Tu
ソンクラ			
10. Songkhla	Wat Thavornvararam	2	Khanh-Tho-Tu

(出所) Ministry of Education, Department of Religious Affairs, *Annual Report of Religious Activities for 1965*, p.153. P. A. Poole, *The Vietnamese in Thailand* (Ithaca, 1970), p. 27 所引。

人女性、すなわち前述の阮福映の姉妹の一人に負うところが大きいとの伝承がある。バンコク以外の地域でのベトナム式寺院はわづかに三つで、チャンタブリ、ソンクラおよびカンチャナブリに一つずつある。カンチャナブリの寺院では10数人のベトナム人見習僧がおり、その他10人余りのベトナム人僧が東北タイにいとわられる。なお近年、東北タイのベトナム人居住地域各地にはベトナム式寺院があるけれども、それらはまだタイ政府から公式に承認されていないようである。

さて、18世紀末のバンコクには、以上のような仏教徒たるベトナム軍人のほかに、第2のグループとしてカトリック教徒たるベトナム人がサムセン(Samsen)地区に約580人いたのである。かれらはタイソン軍カトリック教弾圧を逃れて、当時ベトナムに遠征したタイ軍の帰還に同行してタイに

移住したものであった(注5)。

このほか、18世紀末のタイには、第3のグループとしてチャンタブリにわずかのベトナム人カトリック教徒が住んでいた。チャンタブリのキリスト教徒地区は1707年に形成されたが、この地の住民の大部分は故国でのキリスト教弾圧から逃れたベトナム人カトリック教徒であった。18世紀にチャンタブリに居住するカトリック家族はベトナム人を中心に数十にすぎなかった(注6)。

2. 19世紀におけるベトナム人カトリック教徒のタイ移住

19世紀のベトナムにおいて、とくに阮朝の第2代明命(Minh Mang)帝時代(1820~41年)以後、1884年のフランスによるトンキン・アンナンへの保護領化の完成までの時期において、儒教的理念に基づく中国的政治体制を理想とした紹治(Thieu Tri, 1841~47年)、嗣徳(Tu Duc, 1848~83年)などの歴代皇帝はキリスト(そのほとんど全部がカトリック)教徒に対して弾圧政策をとった。こうして、ベトナム人カトリック教徒の中にはカトリック教に対してずっと寛容なタイに避難する者が輩出するにいたった。こうした避難カトリック教徒の多くはタイの東南部に位置する前述のチャンタブリに定着した。1830年当時、同地にはグエン・バン・タム(Nguyen Van Tham)というベトナム人宣教師がいた(注7)。19世紀中にどれ程のベトナム人カトリック教徒がタイに移住したか確定することは難しい。しかしタイのカトリック教徒数は1800年から1880年までに1500人から3000人へと少なくとも1500人の増加を示しているが、その増加数の大部分はベトナム人教徒の移住によるものと推定することも十分可能性がある(注8)。

19世紀前半時代、タイとベトナムは互いにラオスと共にカンボジアに対して触手を伸ばし、この

国に介入してそこを戦場に屢々戦った。その一つとして1831年にタイの軍隊がカンボジアに侵入したが、ベトナム軍1万5000人に支援されたクメール(=カンボジア)軍に敗れた。この時のタイ軍の中に約2000人のチャンタブリ在住のベトナム人カトリック教徒が混っていたという(注9)。なお、こうした18世紀末から19世紀前半にかけてのタイとベトナムとのたびたびの戦闘の結果、多数のベトナム人捕虜がタイに連れ去られた。現在バンコクに住むベトナム人の中には、こうした捕虜の子孫が多数混っていると考えられる(注10)。

1881年初頭に北ベトナム(当時のトンキン)およびラオスのフランス・カトリック・ミッションはその活動を東北タイにまで拡大した。宣教師の不足のために、かれらは同地域のいくつかの特定の村を選んでそこを伝導の重点地域とした。かくしてタレ(Thale)やタオ・ボ(Thao Bo)などの諸村のように、多数のベトナム人居住民を含んでほとんど全村民がカトリック教徒になったところもある(注11)。現地を歩いてみても、今日では、こうしたカトリック村はわずかしか残されていないようであるが、わずかに残るそうしたカトリック村の住民の多くはベトナム人のようである。

3. ベトナムの民族運動とタイ移住民

ベトナムは1862年から1884年に至る間にフランスとの間に締結した諸条約によって、しだいに自国の独立を失ない、フランス植民地としての性格を強め、ついに1884年のトンキン・アンナンの保護領化の完成によって最終的にフランスの植民地となった。フランスのベトナムに対する植民地支配は以後第2次世界大戦直後、1945年9月のベトナム民主共和国の独立まで続いたのである。

このフランスの植民地支配については、その当初から、1000年の永きにわたる中国の直接支配を

うけた経験から民族意識の高揚していたベトナム民族によって種々の反抗運動が展開されたが、その担い手と質は時とともに変化していった。まず19世紀末から20世紀初頭にかけて排外意識にかられた官人（マンダリン）層による反仏勤王運動が行なわれたが、これは武力や組織も弱く、なによりも一般人民との連帯に欠けていたために失敗に終わった。ついで20世紀にはいつてからは、開明的な文人層によって自国の近代化ないし西欧化による反仏運動が展開されるに至った。ファン・ボイ・チャウ（Phan Boi Chau）やファン・チャウ・チン（Phan Chau Trinh）らによる東遊運動や1907年の東京義塾設立などがそれである。

こうしたベトナムの民族主義者によって、タイはその国際政治的立場上、あるいは同胞が多数居住していることから、フランス官憲から自己を比較的安全に保護しうる土地とみなされた。タイ側としても、フランスとの対抗上、初期には慎重ながらもかれらに支援を与えたのである。かくして、以後タイは中国と並んでベトナムの民族運動の一つの中心地となったのである。

ベトナム光復会の設立者たるファン・ボイ・チャウは上記の東遊運動を展開するにあたって、タイをベトナム青年を革命的訓練のため日本や中国に送るための足場として利用した。かれ自身、1905年もしくはその少し後にタイを訪れている。この東遊運動によってベトナム青年たちは日本に遊学したが、日本は1907年の日仏協定の締結などを契機にフランス側の要請をうけて翌1908年ベトナム青年たちを国外追放に処した。この時、日本を追われたベトナム青年たちのある者は中国に赴いたが、また他の一部の者はタイに渡ったのであった。

1914年、ヨーロッパで第1次大戦が勃発した。ベトナム光復会は欧州戦争のためインドシナにお

けるフランス軍事力が弱まると判断し、活動活発化のチャンス到来とみた。しかも当時かれらベトナム民族主義者を勇気づけたのはドイツ謀略機関の暗躍であった。ドイツ政府は、イギリスやフランスの植民地に暴動を起こさせ植民地軍を欧州戦線に投入できないようにするため、ベトナムに対しても攪乱工作を行なった。バンコク駐在のドイツ領事が光復会幹部とわたりをつけ、かれらに多額の軍資金を与えたのもその現われであった^(注12)。こうした工作の仲介にタイ在住のベトナム人が一役買っていたことは十分に予想しうる。光復会はこのような条件のもとで活気づき、ベトナム国内で積極的な反乱活動を推進したのであった。

一方、これに対してフランス側は中国やタイの軍閥や一部の右派政治家を買収し、光復会指導部を逮捕させた。その結果、光復軍の総指揮官ホアン・チョン・マウ（Hoang Trong Mau）も他の10名の指導者とともにタイで捕えられ、本国のナム・ディン（Nam Dinh）において殺害されたのであった^(注13)。これを契機にベトナム光復会は崩壊の道をたどることになるのである。

第1次世界大戦後、ベトナムの民族運動は新たに興ったブルジョアジーや労働者などが主要な担い手となって展開されるに至るが、まず勢力をもったのはブルジョアジーによる民族運動組織であった。なかでもグエン・タイ・ホック（Nguyen Thai Hoc）らのベトナム国民党は中小地主、インテリ、弱少民族資本家などを中心に勢力を有したが、1930年にこの国民党が指導したイエン・バイ（Yen Bay）兵営襲撃事件はインドシナ官憲によってたちまち鎮圧され、グエン・タイ・ホックをはじめその指導的幹部はほとんど処刑されて壊滅してしまっ

こうして、ベトナム国民党壊滅の後をうけて、

1930年以後ベトナムの民族運動の主要な担い手となったのは労働者と農民であり、これらを組織したホー・チ・ミン (Ho Chi Minh) を中心とする「インドシナ共産党」であった。このインドシナ共産党の指導によって、ついに1945年9月2日、ベトナムは「ベトナム民主共和国」の設立によって独立の回復に成功するのである。

さて、このインドシナ共産党の指導者であり、のちのベトナム民主共和国大統領たるホー・チ・ミンは早く1920年初期から阮愛国 (Nguyen Ai Quoc) の名で世界各地において民族解放運動を展開していた。1925年かれば広東において「ベトナム青年革命同志会」を結成するが、これがのちにインドシナ共産党に発展するのである。

ホー・チ・ミンのタイでの目立った活動は1928年に始まっているらしい。すなわち同年秋ホー・チ・ミンはタイに行き29年末までタウチン (Thau Chin) の名でウドン (Udon) やサコン・ナコン (Sakon Nakhon) を中心にタイで生活を送った^(注14) が、その間同地で「シャム在住アンナン人親愛会」(Hoi Than Ai Nguoi Annam O Xiem) の結成を指導し、ベトナム学校を設立し、『親愛』(Than Ai) 紙の発行などを通じて、タイのベトナム人移住者の政治意識とくに祖国ベトナムの独立に対する理解ならびにその運動への参加意識の高揚に努めるとともに、『親愛』紙をベトナム本国にも送り込んで革命運動に指導的役割を与えていたのであった^(注15)。かくして1930年1月6日、ベトナムの共産党の党統一会議はホー・チ・ミンの司令のもとに、香港で開催され、同年2月3日、三つの共産主義組織を統一して「ベトナム共産党」(Viet Nam Cong San Dang) が正式に成立するに至るのである。同党はさらに同年10月、コミンテルンの指示に従って「インドシナ共産党」と改称された。

インドシナ共産党時代にも、タイは依然としてベトナム解放運動史上に大きな役割を果たしている。1933年4月、タイのラオス国境沿いのバン・マイ (Ban-Mai) において、ホー・チ・ミンの司会の下にインドシナ共産党の党再建会議が開かれている^(注16)。これは1935年3月にマカオで開かれることになる第1回党大会の準備の役割をも果たした重要な会議であった。

一方、こうしたベトナム共産主義者のタイ国での活動はタイ国内とくに東北タイにおける共産主義活動の高揚をもたらした。前述のバン・マイ会議に出席したのと前後して、コミンテルンの東南アジア代表としてのホー・チ・ミンはとくに東北タイにおける共産主義活動の伸長に種々画策したらしい。1934年に「青年シャム委員会」(Committee of Young Siam) と呼ばれるグループが宣伝活動を開始したが、それには広東人とともにベトナム人が密接に関係していたとみられる。当時若干のベトナム人民族運動家に対してタイ裁判所の下した禁錮の判決が重かったのは、疑いもなく、このタイ人とベトナム人共産主義者との提携を恐れたためであると考えられる^(注17)。さらに1936年に東北タイのコンケー (Khon Kaen) 州でタイ初の共産主義者のデモが行なわれたが、それは主としてベトナム人から構成されていたという^(注18)。永い王制の伝統をもち、本質的には反共的性質を有するタイ国家および国民は、ベトナム人による共産主義思想の自国への持込みを強く警戒し、以後タイ人はしだいに自国在住「ユーン」(Yuan) すなわちベトナム人に対する警戒を強め、かれらに対する不信感を募らせて行くのである。両民族には、もともとタイがインド文化圏に属し、ベトナムが中国文化圏に属するという文化的性格の相違もあり、両者の間にはしだいに大きな違和感が醸成さ

れていくのである。

その後、第2次世界大戦下においては、インドシナは従来のフランスと並んで新たに日本軍の進駐を迎え、ここに民族運動は反仏・反日の運動を展開することとなった。インドシナでは1941年12月、反仏・反日運動を展開するため共産党をふくめた広範な国民戦線としての「ベトミン」(Viet-Minh)が結成された。そしてこのベトミンは第2次大戦直後のインドシナの政治的空白をうまく捉えて、ついに1945年9月2日のベトナム民主共和国の建国を果たし、ここにベトナムは念願の独立回復を迎えるのである。

当時タイ在住のベトナム人移民の大多数は、心からこのベトナム民主共和国の独立を祝福した(注19)。かれらの中にはまだ故国ベトナムの親類縁者との関係を緊密にしている者もいたのである。なお、この第2次大戦の間、タイへ亡命していたベトナム革命家もいたが、当時タイ警察は同国が共産主義を警戒し、また当時この国が対日協力路線をとっていたためもあってか、こうした革命家の動きを厳重に監視しており、見つかって投獄された者もいた(注20)。

第2次大戦直後のベトナムの独立回復はベトナム民族の心に限りない喜びを与えたが、その喜びもつかの間ベトナムは再びインドシナの再征服を目指すフランス勢力の復帰に直面し、その独立は危機に瀕した。ベトナムはもちろん、インドシナ諸国の民族主義勢力はこのフランスのインドシナ復帰に反抗して立ち上がったが、こうした第2次世界大戦直後のインドシナにおける政治的激動に伴って、従来からカンボジアやラオスに在留していたベトナム人のうちで難を避けてタイに移住する者が多数出た。これがいわゆるタイのベトナム難民である。この難民の到来はタイにおけるベトナム

人移住史の新時代を告げるものであった。

なお、上述したようなタイにおける初期移住ベトナム人(およびその子孫)の近年(1965年ごろ)の人口数はプール氏の推定では約2万2000人であるが、その居住分布をみると全国各地、少なくとも34カ所以上に分散していることが判る(注21)。かれらの居住地域は大きくいって、(1)バンコクおよびその周辺地帯、(2)南東のチャンタブリ州とその周辺地域、それに、(3)ラオスとの国境たるメコン河に隣接する東北タイの諸州の3地域に分けることができよう(注22)。その人数分布をみると、前記プール氏の調査結果では、(1)地域がバンコクの3000人を筆頭に全部で約9300人、(2)地域がチャンタブリ(5900人)を中心に約7900人、(3)地域がタレ(2000人)、ナコン・パノム(1200人)を中心に約4800人となっている。かれらはタイ国において、農民として、またなかんずく優秀な手工業職人として、あるいは小売商人などとして高い評価をうけている。われわれはバンコクでベトナム人のクリーニング屋を利用し、また東北タイなどを旅行して、自動車が故障したりした場合、いつも世話になるのはベトナム人自動車修理工なのである。

(注1) 拙稿「アヌタヤ王朝時代におけるタイ華僑の発展」(『アジア経済』、1968年6月号)、42~58ページ。

(注2) 『大南寔録』正編第一紀。Lê Thánh Khôi, *Le Viet-Nam, Historie et Civilisation* (Paris, 1955), pp. 302, 313. なお、この阮福映(Nguyen Phuc Anh)のタイ亡命時代をはじめ、ラーマI世時代のタイとベトナムとの交渉を主としてタイ史料によって考察したものにKlaus Wenkの下記の研究がある。Klaus Wenk, *The Restoration of Thailand under Rama I 1782~1809* (Tucson, 1968). タイ側史料では阮福映は、1792年を境に、それ以前はOng Chieng Suとして、それ以後はChau Annam Kokと呼ばれている。

(注3) この話はMinh Tan, No. 26 (June 25, 1965), pp. 42~43にも記録されている。なおMinh Tanはサイゴンで出されている儒教関係雑誌である。

(注4) Peter A. Poole, *The Vietnamese in Th-*

ailand, *A Historical Perspective* (Ithaca, 1970), p. 25. 本書は現地での関係者多数との面接調査の結果をも含んだ、数少ないタイのベトナム人問題についての調査研究のうちでは最もまとまった研究書である。筆者が本稿の執筆に際しても、本書に負うところが大きかった。

(注5) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 32, n. 4.

(注6) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 32, n. 2. ベトナムにおけるキリスト教弾圧の歴史については次の研究がある。Trần-Minh-Tiêt, *Histoire des Persécutions au Viêt-nam* (Paris, 1955), 277 p.

(注7) Marcel Gaultier, *Minh-Mang* (Paris, 1935), pp. 145 et seq.

(注8) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 34, n. 12.

(注9) M. Gaultier, *Minh-Mang*, p. 145.

(注10) Virginia Thompson, *Thailand, The New Siam* (New York, 1941), p. 13.

(注11) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 28.

(注12) Lê Thánh Khôi, *Le Viet-Nam……*, p. 389.

(注13) 谷川榮彦『東南アジア民族解放運動史』(東京, 1969年), 61ページ。

(注14) Lê Manh Trinh, “In Canton and Thailand,” *Days with Ho Chi Minh* (Hanoi, 1962), p. 118.

(注15) I. Milton Sacks, “Marxism in Viet Nam,” Frank N. Trager, ed., *Marxism in Southeast Asia, A Study of Four Countries* (Stanford, 1959), p. 123.

(注16) I. M. Sacks, *Marxism in Southeast……*, p. 127.

(注17) V. Thompson & R. Adloff, *The Left Wing in Southeast Asia* (New York, 1950), 大形孝平訳『東南アジア』(東京, 1951年), 67ページ。Charles F. Keyes, *Isan: Regionalism in Northeastern Thailand* (Cornell Thailand Project, Data Paper No. 65, 1967), p. 23.

(注18) V. Thompson & R. Adloff, *The Left Wing in……*, 『東南アジア』, 68ページ。

(注19) Bui Quang Tung, “Contribution to the Study of Vietnamese Colonies in Thailand,” *France-Asie*, XV (sep. 1958), pp. 439~451.

(注20) ジョゼフR・スタロビン著, 皆藤幸蔵訳『こ

の眼でみたインドシナ』(東京, 1955年), 12ページ。

(注21) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, pp. 30~31.

(注22) 本稿ではタイの地方行政機構名について、便宜上チャンワット (Changwat) を州と訳している。

III 第2次大戦後のベトナム人難民をめぐる諸問題

1. 新規ベトナム人難民の到来

第2次大戦までのインドシナで、フランスがカンボジアやラオスの行政にあたって、その下級官吏としてベトナム人を送り込んでいたことは筆者がカンボジアのベトナム人間問題について論じた前掲別稿においてすでに指摘したところである。このほか、これら両国で、ベトナム人は経済的にも一般原住民よりも高い地位を占め、華僑と並んで大きな勢力をもっていた。すなわちベトナム人は洋服仕立業、製靴業、理髪業、溶接工、細工物師や機械・自動車修理業など種々の手工業職人、それに書記、タイピストをはじめ、一部商業などの面で大いに勢力を伸ばしていたのである。

第2次大戦中を通じて、これらカンボジア・ラオス在住のベトナム人たちが当時ベトナムにおいてホー・チ・ミンを中心に民族統一戦線として反仏・反日運動を展開していた「ベトミン」に対して積極的な支援を行っていたというわけではなかった。しかし、第2次大戦直後の1945年9月2日、ベトナム民主共和国の独立宣言が発表されて以後は急速に民族意識を高め、植民地支配を続けてきたフランスに代わって祖国が自国民の手に戻ったことに感激し、限りない愛着を覚えたのである。以後かれらはホー・チ・ミン路線に対する支持の気持を強く抱くに至った^(註1)。したがって、かれらは1945年秋から、フランスが再びインドシナに対する植民地支配への復帰の意図と行動を明らか

にするにつれて、これに激しく憤り、抵抗を行なうに至ったのである。

たとえば、カンボジアでは終戦から2カ月後の1945年10月に、イギリス軍を中心とした連合軍の支援下にフランス勢力が再び復帰し、当時の首相であり、戦前戦中の反仏行動を通じて民族主義者として広く知られていたソン・ゴク・タン (Son Ngoc Thanh) を逮捕し、サイゴンに送り、のちさらにフランスに送ってこれを監禁した^(注2)。

当時のカンボジア在住ベトナム人は、ソン・ゴク・タンにベトナム人の血が流れており、サイゴンで教育を受けた人物であるということもあって、かれを支持し、信頼感を寄せていたのであった。ソン・ゴク・タンが逮捕されたのを契機に、かれと主張を同じくする部下たちは当時タイの支配下にあったバツタンバン (Battambang) 州やシエムリアップ (Siem Reap) 州など北西諸州に逃れ、そこを基盤としてカンボジアの早期独立実現の反仏闘争にはいったのである。このグループはクメール・イサラク (Khmer Issarak) と称したが、この中に多数のベトナム人も混っていたのである。進歩派の政治家プリディの指導下にあったタイ政府は、こうした反仏闘争を展開している民族主義者に同情を示し、かれらに隣接のタイ諸州への往来や移住を奨励したのであった。カンボジアの西部諸州にいたベトナム人数百人が1945年中にタイのプラチンプリ (Prachinburi) へ移住した^(注3)。

一方、ラオス居住のベトナム人もやはり第2次大戦直後のフランスのインドシナ復帰に強く反対し、終戦直後にスファヌボン殿下らラオスの民族主義者によって結成された反仏団体のラオ・イサラ (Lao Issara, 自由ラオス) を支持していた。このラオ・イサラはフランス軍のラオス再進駐に先立って王都ルアン・プラバン (Luang Prabang) を襲

い、シサバン・ボン (Sisavang Vong) 国王を追放した。1945年10月には首都ビエンチャン (Vientiane) に対仏抗戦臨時政府を樹立して、ラオスの独立を宣言した。しかし、このラオ・イサラは翌1946年3月、再進駐したフランス軍によって次々とその根拠地を陥され、ついにメコン河を隔てて隣接のタイ東北部に脱出しなければならなかった^(注4)。この時このラオ・イサラと共に1万数千家族にのぼるラオス在住ベトナム人たちがそれぞれ居住地のメコン河をはさむ対岸の東北タイ諸州に移住したのであった。武装したベトミン勢力は在住ベトナム人たちにできるだけラオスに止まって反仏闘争を展開するように説得したようであるが、在住ベトナム人たちはほとんど着のみ着のままで、小舟であるいは最後には泳いでメコン河を渡ってタイ側に移ったという。当時の目撃者の証言によれば、フランス軍はこうしたタイ側への脱出者に砲火を浴びせた。そして時には、その砲火はメコン対岸のタイ側都市 (たとえばナコン・パノム <Nakhon Phanom>) にも及ぶことがあったという^(注5)。

以上のほかに、第2次大戦直後から翌年2月にかけての時期には、復帰したフランス側の圧迫を逃れてサイゴンなどベトナム本国からタイに亡命する者も若干はいたようである^(注6)。

さて、東北タイに到着した避難民たちは、最初はタイ官憲によって組織的に居住登録させられたり統制したりされなかったのでその人数を正しく把握することはできなかった。のちにタイ政府側では、終戦直後の時期にカンボジアやラオスから移住してきたベトナム人の家族数は1万3000、総人数は4万6700人であったと推定している^(注7)。もちろん、そのうちの大多数はラオスからの避難民であるが、かれらは北ベトナム出身者が多く、したがって政治的立場としても当時のベトミンを支持

する者が多くを占めていた。かれらのタイでの定住地はもとラオスに住んでいた時のメコン河対岸地区の場合が多かった。すなわち、もとのピエンチャン居住者はノンカイ (Nong Khai) とタボ (Tha Bo) に、タケクにいたものはナコン・パノムに、サバナケットにいたものはタト・パノム (That Phanom) やムクダハン (Mukdahan) に、といった具合に分布していたのである。

かれらがタイで生活するについては、東北タイに昔から住んでいて、すでに自分たちがラオスにいた時からある程度接触のあった上述のいわゆる初期移住ベトナム人の子孫の援助をうけるが多かった。周知のように、メコン河の両岸に分布する住民は、人種的にはともにラオ人であるので、国籍こそ違え同じ人種のかれらの間にはつねに往来があり、それに付随した形で両岸のベトナム人間にも接触の機会が多かったと推定される。移住後、難民は農民として、なかんづく小売業や機械修理工など手工業職人として生計を立てる者が多かった。当時この東北タイにはいまだ華僑の商業ないし流通経済網が完成されておらず、この間隙をぬってベトナム人商人は、この地域でかなりの勢力と地位を築くことが可能となったのであった。当時のタイ政府も、その進歩的性格上、また対フランス政策など外交政策上の思惑もあって、この避難民に好意的で、かれらを政府の土木事業に雇用したり、かれらのために100万パーツ (=5万U.S.ドル) にのぼる資金貸付を行なったりした。タイ政府はかれらのうちの希望者にはタイ国籍を与える旨を声明したが、これを願う者は少なかった(註8)。当時、ベトナム人難民たちのほとんど全部が自分たちのタイ滞在はあくまで一時的なものであると考えていたのである。東北タイでのタイ官憲の避難民に対する統制は緩やかで、だいたい郡

(アンブー Amphoe)単位ごとの避難民の代表者に秩序の維持を任せていた。この難民の地域代表は難民の中でも先鋭な政治意識の持ち主、したがってベトミン路線の忠実な信奉者が選ばれたが、この代表たちはのちに「ベトミンの代理人」として知られるに至るのである。

さて、こうした難民対策にも反映されているように、この当時、進歩派のプリディ (Pridi Phanomyong) の指導下にあるタイ政府はベトナム、カンボジア・ラオスなど旧フランス領インドシナ諸国の民族主義者の反仏運動に対して非常に好意的であった。1946年からはベトミンの情報センターがバンコクに開設されており、インドシナ識国の多数の運動家たちがタイを根拠地として、避難民の支援の下に活動するのを許し、これら諸国での反仏闘争のための武器・弾薬やその他の必要諸物資がタイ経由にて各国に送り込まれた。プリディは、この当時、国際関係において、上記インドシナ諸国をはじめ東南アジア各国の独立運動家と交流を深め、「東南アジア連合」(Southeast Asian League)を建設し、自らそれを主宰する構想をもっていたのであった。

2. タイ政府の政策変更とベトナム人難民

上述したようなタイのベトナム人難民をとりまく好条件は、時の経過とともにしだいに悪化の傾向をたどりつつあった。すなわち、1946年6月、タイのラーマVIII世=アーナダ・マヒドン (Ananda Mahidol) 国王が変死したが、この事件についての容疑をうけたプリディは2度も国外に長期逗留するようになり、またかれのグループの政治家による腐敗行為と、無秩序が高まってきたこともあって、この時期以後タイでは進歩派が後退し、保守派政治家が勢力をもつに至った。ここに至って、保守派とピブンを中心とする軍人保守派が連携す

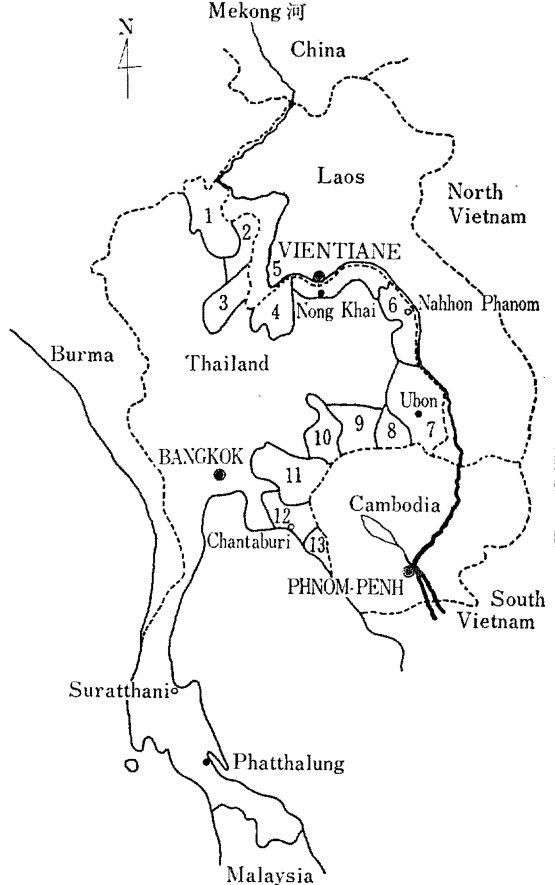
ることになり、ピブン (Phibun Songkram) は再び1947年11月のクーデターで政界に復帰した。

こうしたタイ政治における保守化傾向とともに、一方、国際情勢面でもタイをとりまく環境は大きく変わりつつあった。すなわちアメリカを中心とする西側陣営と中ソを中心とした東側陣営との冷戦の激化であり、さらに1949年末には、タイの北部でわずかのビルマ領を挟んで国境を接する中国に共産政権たる「中華人民共和国」が誕生した。このことは保守派政治家の指導下にあるタイ政府に共産主義浸透への脅威を感じさせた。ここにタイは反共の立場を明確化し、アメリカとの提携を深め、その援助を受け入れるに至ったのである。1950年にはタイとアメリカとの間で経済・技術援助協定および軍事援助協定が締結されている。1951年にはMSA(相互安全保障条約)で軍事援助が強化された(註9)。

このようなタイの内政・外交面での政策変更、新体制による反共政策の採用は当然のことながらその対華僑政策とともに、対ベトナム人難民対策にも反映されることとなった。

すでに若干触れたように、タイの国家ないし国民はベトナム民族との間に、この当時までに強い違和感をもち不信感および警戒心を抱くに至っていたのである。すなわちこれら両者間には文化的基盤の基本的相違が横たわっており、さらにタイは18世紀末から19世紀前半にかけてのカンボジアおよびラオス支配をめぐる戦闘を通じてベトナムへの対立意識を醸成され、また下って19世紀後半以後はベトナムがフランスの植民地支配下にはいったのに対してタイはそのフランスと対抗関係にあるイギリスの強い影響下におかれたこともあって、このベトナム民族への違和感ないし対立感・反感は助長されていた。さらになかなく1930年代

第1図 タイ政府指定のベトナム人難民居住区域(1949年)



(注) 地図上の番号は本文中に掲げた州番号に対応する。

以後はベトナム民族主義運動家によって共産主義がタイに持ち込まれたことで、一層ベトナム人に対する警戒心を深めていたのであり、またまた第2次大戦後に北ベトナム出身者したがってベトナム支持者を多く含む難民を抱え込んでいたが、これが北隣に新たに成立した共産主義中国と結んでタイの国益に反する行動に出るのではないかと警戒意識をタイの保守派政権が強く抱いたことは容易に想像される。

ピブン政権は1949年、ベトナム人難民居住地を東北タイのメコン河沿い13州(1. Chiang Rai, 2. Nan, 3. Uttaradit, 4. Loei, 5. Nong Khai, 6. Nakhon Pha-

nom, 7. Ubol Ratchathani, 8. Sisaket, 9. Surin, 10. Buriram. 11. Prachinburi, 12. Chantaburi, 13. Tratの諸州)に制限した^(注10)。その地域は第1図に示すとおりである。この措置の目的が、これら親ベトナム・親パテトラオ(したがってまた親中共)のベトナム人難民によって首都バンコクをはじめタイ国内各地に共産主義の影響が拡散されるのを防ぐことにおかれていたことはいうまでもない。しかし結果的には、この居住制限措置によって、タイ政府が所期の目的を達したとはいえなかった。

1950年初頭、タイはベトナムの親仏バオダイ政権を承認し、同時に以前からバンコクに開設を許していたベトナムの情報センターの閉鎖を命じた。またタイ政府はフランスに協力して、タイ・ラオス国境の監視強化に乗り出していた。そして同年さらにベトナム人難民の居住区を東北タイを中心とする5州(上記1949年の指定13州のうち、(1) Nong Khai, (2) Nakhon Phanom, (3) Ubol Ratchashima, (4) Sakhon Nakon, (5) Prachinburiの5州)に限定した^(注11)。なおこの年ベトナムのバオダイ政権について、カンボジアとラオスの両国がフランスから限定独立を得たが、これを契機に、タイに亡命していたラオ・イサラのスバナ・プーマ(Souvanna Phouma)殿下ら穏健派民族主義者はラオスに帰国して国政に参加した。

1951年、タイ内務省はベトナム人難民はこの指定された5州のどれかに居住し、居住州以外の州に旅行する際は事前にタイ地方官憲から許可をうけなければならないことを定めた法律を公布した^(注12)。この法律は1971年現在もなお有効である。この当時から、しだいにタイ政府はベトナム人難民に「居留外国人」の地位(alien status)を与えることを拒否するに至った。なお1950年現在で居留外国人の資格をもつベトナム人は約1万1000人い

た。居留外国人となれば、上記のごとき難民に課せられた種々の法的制約から免れることができるのである。しかし、ピブン政権は第2次大戦中、日本軍と協力し連合国軍兵士に対して苛酷な取扱いをして国際的に非難された経験に鑑みて、ベトナム人難民に対してあまり強硬な措置、たとえば他州居住難民の5州への強制移住措置などはとりえなかった。とくにそれを地方ベースでみると、タイ官憲のベトナム人難民との関係はプリディ時代とほとんど変わらなかった。難民たちは違反者に対する村八分的制裁をもふくむベトナムの強硬な統制のもとにおかれていたようである。

1946年末以来闘い続けられてきたインドシナ戦争でのベトナム側の勝利が明らかになった1954年初期、タイ政府は今度はベトナム難民たちをラオス国境から離れた内陸地域に移動させようと図った^(注13)。しかし、これに対してベトナム人難民たちは官庁にデモをかけ、その他種々の形でタイ政府に抗議した。ラジオ・ハノイ(Radio Hanoi)の放送もこの運動に大きな役割を果たした。こうした運動は東北タイのタイ人の同情を得、ついにタイ政府をして計画を中止させるのに成功したのであった。

3. ベトナム人難民の本国送還(そのI)

インドシナ休戦に関するジュネーブ協定成立(1954年7月21日)の直後、タイ駐在アメリカ大使ウィリアム・ドノバン(William Donovan)はタイや南ベトナム政府官吏をバンコクに召集して、タイ在住ベトナム人難民の南ベトナム送還の可能性について討議を行なった。この際南ベトナム代表はあくまで自発的帰還という原則を主張することから一歩も出えなかった。その結果、以後の4年間(1955~58年)で、ベトナム人難民約200家族がタイから南ベトナムに帰還し定着したとみられる。

しかし、こうしたタイと南ベトナム両政府によって進められたベトナム難民の送還は、当該問題については南ベトナムよりも優先権をもつと意識している北ベトナム(=ベトナム民主共和国)を刺激し、北ベトナムはタイ政府に対して、同政府がベトナム人難民を「集中キャンプ」に押し込んでいることを非難し、またかれらを「放逐」しようとする勝手な計画をたてたことに抗議した^(註14)。

続く1955年から56年にかけて、中ソによる平和共存政策の採用など国際環境の緊張緩和という事情もあり、タイのピブン政権は従来の頑固な反共一点張りから民主的自由の導入など、やや自由政策が打ち出された。同政権は対華僑政策でもこれに対する宥和ないし同化政策を採用したのであるが、ことベトナム人難民に対してはあくまで華僑に対してのような同化政策をとらず、共産主義の影響の拡大を阻止するため、またベトナム人難民数が華僑数などに比べて少数数でもあることから、全員をベトナム本国に送還するとの政策を一貫して保持した。

1955年春、バンドンでのアジア・アフリカ会議に出席したタイ代表は北ベトナム代表との間に非公式に避難民の送還問題について討議した^(註15)。しかしそれ以後3年以上の間、この問題が両者間でとりあげられることはなかった。一方、この間、タイ政府は南ベトナム政府との間に、避難民をできるだけ多く南ベトナムに送還する方策について協議を重ねていたが、妙案は生まれなかった。

1958年8月に至って、タイ外務省は同国赤十字社の副総裁代理のチュムボット(Chumbhot)殿下に対し、北ベトナム赤十字社との間に難民送還条約締結の可能性について打診するよう要請を行なった。国交のない両国間の問題解決策として採られたこの方式は、当時日本政府によって推進され

ていた日本在住朝鮮人の本国送還に関する北朝鮮(=朝鮮民主主義人民共和国)との関係に倣ったものであった。この1958年の時期にタイ政府がこの問題を取りあげたのは、この時期にベトナム共産主義者の圧力がラオスに滲透し、さらに東北タイに向けられる可能性が感じられたことに鑑み、これに対処する目的から出ていたことは疑うべくもなかった。すでに1955年、ラオスで王国政府軍と左派で容共のパテト・ラオ軍との間に武力抗争が発生した際、タイは直ちにラオスへの介入をSEATOに要請したが、ラオスからの正式要請がなかったのでこのタイの要請は拒否されたというような事件が発生していたのである。

タイ赤十字社のチュムボット殿下からの書簡に対する返書で、赤十字国際委員会(ICRC)の副委員長はタイの申し出に全面的支持を与え、タイと北ベトナムの両赤十字社の間で直接話し合いを進めるのが最善の道であると示唆した。バンコクのインド大使館は、タイ政府の別の要請に対する返書の中で、北ベトナム政府はすでに同国に帰国を希望する難民を受け入れる用意のあることを言明したと述べていた。タイ政府による難民の本国送還の提案は、国際関係上、とくに南ベトナムとの対抗上からも、北ベトナムにとり大きな利点をもたらすものであったのである。

1959年初頭、赤十字国際委員会からアンドレ・デュラン(André Durand)氏がタイに派遣され、かれはチャロエム・プラナンダ(Chaloem Purananda タイのパスツール研究所長)博士と共にベトナム人難民の主要居住地区を訪問した。そしてその視察の結果、かれらが面談した難民の大部分およそ90%までが北ベトナムへの送還を希望していると述べたこと、残りの者はタイに残留を希望し、南ベトナムへ送還を望む者は皆無であったこと、な

どを3月末に発表した^(注16)。デュラン氏はその後ハノイに赴き北ベトナムの赤十字関係者と討議を重ねたのち、タイ・北ベトナム両国の赤十字代表が国際委員会の主催によってジュネーブで会合をもつのがよいとの示唆を胸に、4月にバンコクに帰着した。両国政府は結局、両国間会談を6月に始めること、そしてその場所としてはビルマ政府の許可を得てラングーン(Rangoon)で行ないたいという点で意見の一致をみた。

前教育相のプラ・ティラナサン(Phra Tiranasan)氏を団長とし、団員にプラナダ博士をも含んだタイ赤十字代表団が編成された。タイ、北ベトナム両国代表の会談は6月20日に開始される筈であったが、グエン・バン・トゥー(Nguyen Van Thu)博士やグエン・バン・ルー(Nguyen Van Luu)氏で構成される北ベトナム代表団のラングーン延着で会談開始は数日おくれた。会談はまずアンドレ・デュラン氏の地位をめぐる手続問題でこじれたが、結局、同氏は“moderator”(調整者)と呼ばれることで結着をみた^(注17)。7月10日、タイ内相プラパート(Praphat)将軍は、すべての手続問題が結着し会談は難民の送還問題について討議し始めたと発表した。

しかし、同月20日に同氏は新聞記者に対し、会談で北ベトナム側が討議問題を難民の送還からかれら難民のタイでの生活条件にすりかえようと努力しているとし、もし南北両ベトナムともに難民の受入れを望まないなら、タイとしてベトナム人難民を国境地域から内陸部に移すことを考慮したい旨を述べた^(注18)。このタイ内相の発言に刺激されて、北ベトナム赤十字代表団も8月4日、難民の受入れを「原則的に同意する」旨を明らかにし、以後会談は本格的な難民送還問題についての実質的討議にはいった。これと同時に、サイゴン政府

も、タイ在住中にベトミンからうけたであろう共産主義者の思考の影響が無くなったことが証明された後という条件つきながら、南ベトナム帰還を望むベトナム人難民についてそれを受け入れると発表していた^(注19)。

ラングーン会談はその後順調に進行し、8月11日には送還協定の草案がタイ政府によって検討された。内務省の発表によれば、この際タイ政府は北ベトナム官吏に送還を監督させることは認めないが、かれらがバンコクに来てタイ官吏によって行なわれる手はずを「観察する」ことは許す旨を決定した。またタイ政府は送還の最初のグループの中に、タイ国反共法によって逮捕されている262人のベトナム人を入れることを決定した。この両条件をも盛り込んで、協定は1959年8月14日ラングーンで調印された。

この協定によると、難民が自発的に登録し、またかれらがタイを去る前に財産を処分するについての手続きを規定していた。その他、難民輸送費については、タイ国内のかれらの住所からバンコクまでの輸送費はタイが、またハイフォン上陸以後北ベトナム国内の輸送費については北ベトナムが負担し、海路による輸送費についてはタイと北ベトナム両国によって半分ずつ負担されること、あるいは毎月「1000人を下らない」難民が30か月にわたって送還されること、両国は交互に各送還船に医師を乗せることなどが規定されていた^(注20)。

このラングーン協定に対しては、南ベトナム政府が強く抗議したが、タイ政府はこの協定の実施に踏み切った。タイ赤十字社は、この事業のため中央委員会を結成し、プラ・ティラナサン氏を議長としたり、難民にラングーン協定の内容を説明した8月28日付のリーフレットを配布したり作業を開始した。

11月初めには、ラングーン会談で北ベトナム代表だったグエン・バン・トゥー博士ら2名がバンコクに到着し、タイ政府によって進められる送還事務を観察し、送還委員会の顧問となった。難民送還の全期間を通じて、北ベトナム赤十字代表はバンコクに滞在を許されるが、タイ赤十字関係者に同伴する例外的な場合を除き、かれらは原則として地方に出かけることは許されなかった。

難民居住区たる5州の各地に中央の送還委員会の下部機構が設けられ、これが登録事務を行ない、難民の財産処理を援助し、バンコクへの輸送にあたり続けた。この下部機構の中には1人の難民が加わるようになっていた。さらにタイ内務省は、ラングーン協定には含まれていなかったけれども、上記5州と Udon Thani において難民の中から各郡(アンプー Amphoe)の「ベトナム人代表」を選出させた。この代表は一般的には各地区のハノイ体制のスポークスマンとみなされた。このベトナム人代表には事務所が提供され、その看板にはタイ語とベトナム語で「ベトナム人民住者のベトナム民主共和国への送還事務所、……地区のベトナム人居住者の代表」と書かれていた。筆者もノンカイその他東北タイの若干の地方でこの看板を見たことがある。

帰国希望者の登録は1959年11月2日から20日までに行なわれたが、その結果、約8万 명이登録した(注21)。送還業務は翌60年から実施されたが、ラングーン協定に規定された30カ月の間(1960年1月～1962年6月)に約3万5000人の難民が58隻に分乗して北ベトナムに帰国した。

4. ベトナム人難民の本国送還(その2)

1962年4月に至って、同年6月で前記ラングーン協定が期限切れとなるが、その後も難民の本国送還を続けることでタイと北ベトナム両国が同

意した旨が報道された。しかし、北ベトナム側がその協定の更新についての討議を開始するのはかなりおくれた。8月6日、ハノイを訪れていたタイ代表団がバンコクに帰着したが、この代表団は北ベトナム側交渉員と面談できないままであった。8月30日に、北ベトナムのスポークスマンはハノイ政府の代表団が近くバンコクを訪問するだろうと発表したが、実際にはそれは10月中旬まで延期された。このように北ベトナム赤十字側がタイ側との協定更新の会談に応じなかった裏には、当時のタイの対米接近策に対して反対する北ベトナム政府の立場が反映されていたものと考えられる。

すなわち、タイはかねてラオス経由の自国に対する共産主義浸透の脅威を強く感じており、アメリカを中心に SEATO 体制諸国の支持と支援を期待して、その対策に最大の努力を払っていた。その結果、1962年3月に至り、タナット外相とアメリカのラスク国務長官との会談において従来からタイが要求しながら受け入れられなかった SEATO 条約下における全員一致によらない個別の防衛をアメリカに認めさせることに成功した。そしてその取決めに従って、ラオス情勢がパテト・ラオ側の優勢下に、タイ側に不利に展開し、タイのラオス側国境地域での共産勢力波及の危険が感知された同年4月から5月にかけて、アメリカ兵5000以上がタイに派遣され東北タイに駐留したのであった。このようにアメリカがタイの安全を保障したことで、タイはラオスにおける三派連合中立政権の樹立というアメリカの政策に同意したのであった。これはタイ外交にとっては一つの大きな成果であったが、一方北ベトナム側にすれば自国の国益に対する重大な挑戦であり、当然反対すべきものであったのである。

ラングーン協定の有効期間が切れて4カ月後の

10月に北ベトナム赤十字代表団がバンコクに到着し、ここにはじめてタイ赤十字代表との間に会談が開かれ、結局1962年12月17日に新協定の調印が行なわれた。新協定の前協定との相違点は、(1)毎月の送還人数を前協定の「最低1000人」から「最高600人」としたこと、(2)送還は登録者全員が帰国するまで続けられると定められたこと、などであった(注22)。新協定に基づくベトナム人難民送還の第1船は1963年3月に運行されることとされた。

送還業務は1963年3月から少なくとも17カ月間(1964年7月まで)は円滑に進行した。ところが、1964年8月に至って、北ベトナム側がアメリカと北ベトナム両国海軍の衝突事件、いわゆるトンキン湾事件を理由に、送還の中止を申し出た。これを機に送還業務は中止された。この時期までに先の送還協定の場合と合わせて4万人以上のベトナム人がすでに北ベトナムに帰国していた。1964年現在で、帰国登録を終わってまだタイに残っている人数は、18歳以上の男性が6728名、女性が7373名、子供が2万2336名であった。すなわち合計約3万6000名である(注23)。いま上述した1946年にタイに入国した難民グループのその後の人数変化を辿ってみると、第2表のごとくで、1964年末現在で、第2次大戦後のベトナム人難民のタイ在住者数は約4万1000名いたことが推定される。これを主要居住地帯別にみた人口分布でみると第3表のごとくである。かくして1967年には難民全人口は約4万5000人までに達していたものと考えられる。おそらくこの数字にさらに1946年から1959年までにあったであろうと推定される1万ないし1万5000名の不法入国者を加算すれば、正確な数を得られるのではないかと思われる。いずれにしても、難民の正確な人数を得ることは至難である。

第2表 1946年八国のベトナム人難民の人口変化
(単位: 100人)

年 度	入国者数より出国者数を差し引いた純増人数	出国者より入国者数を差し引いた純減人数	推定自然人口増加(年3%とする)	推定合計人数
1946	46,700			46,700
1946~59	177		21,877	68,800
1959				68,800
1960		13,910	1,654	56,500
1961		8,203	1,449	49,700
1962		2,709	1,411	48,400
1963		5,988	1,274	43,700
1964		3,935	1,194	41,000
1965		(不明)	1,230	42,200
1966		(不明)	1,267	43,500
1967		(不明)	1,305	44,800

(出所) P. A. Poole, *The Vietnamese in Thailand* (Ithaca, 1970) p. 65 より作成。

第3表 タイにおけるベトナム人難民の主要居住地帯別分布(1965年)

地 名	全 人 口		ベトナム人難民数
	中 心市街区	周辺郡部	
1. Nong Khai	21,120	78,205	5,000
2. Tha Bo	6,000	47,053	3,200
3. Udon	30,884	182,789	3,000
4. Thale	5,000	119,533	3,200
5. Nakhon Phanom	15,725	79,401	4,000
6. That Phanom	5,000	67,200	1,300
7. Mukdahan	12,000	64,421	3,600
8. Ubon	27,222	101,438	4,000
9. Prachinburi	6,686	63,745	500
10. Bangkok	1,299,552	—	1,700
11. Suratthani	19,738	51,939	150
12. Phatthalung	10,420	85,858	1,000
			30,650

(出所) P. A. Poole, *The Vietnamese in Thailand* (Ithaca, 1970) p. 88 より作成。原資料は *Changwat-Amphoe Statistical Directory* (Bangkok, 1965) および各地の南ベトナム情報センタ情報センターや在バンコク南ベトナム大使館での調査など。

5. トンキン湾事件以後のタイ・北ベトナム関係とベトナム人難民の処理

1964年夏のトンキン湾事件によってタイのベトナム人難民の北ベトナムへの送還は停止されたが、その後間もなく、上記事件を契機にベトナム戦争はますますエスカレートされるに至った。翌

1965年2月からはアメリカ機による北ベトナム爆撃いわゆる北爆が始まり、一方アメリカ地上軍の南ベトナムへの大量増派が行なわれた。1963年末のサリット将軍死去の後をうけて政権の座についていたタイのタノム (Thanom Kittikachon) 政権はこの北ベトナムと戦火を交えるアメリカに味方し、一方北ベトナムは東北タイでの反政府活動に対して支援を与えたとみられる。かくして、タイと北ベトナムは事実上交戦国に近い状態になってしまった。この状態は北爆の停止される1968年末まで継続されるのである。

北京やハノイからの報道として伝えられたところによると、タイでは1964年末から1965年初頭にかけて中国・北ベトナムの支援の下に種々の解放勢力が組織され、東北タイや南タイなどで活発な活動を開始した。すなわち1964年11月の「タイ独立運動」の創立、1965年1月の「タイ愛国戦線」の結成などがそれである。中国の陳毅外相が「1965年末までにタイで解放戦争が起こるであろう」と言明したとの報道が流されたのもこの頃であった。このような情勢下で、タイ政府はますます対米関係を緊密化したのは当然であり、タイは従来よりも著しく多額のアメリカからの援助を受け入れるに至った。

タイ政府はとくに東北タイに対する共産主義の浸透を防ぐための対策として、まず反乱勢力の軍事的打破とともに、経済的に後進地域たる同地域の開発計画の推進に力を入れていた。この開発計画の実施に対しては、アメリカの経済・技術援助が投入された。

タイ国内では、東北タイに対する対策の遂行上、ベトナム人難民の存在がタイ政府にとってマイナスとなるものであることがさかんに主張された。一部にはいったんタイから北ベトナムに送還され

た難民が北ベトナムの養成所（所在地はホア・ビン〈Hoa Binh〉ともいう）で訓練されたのち、再びラオス経由にて諜報活動のためにタイ東北部に送り込まれていることも伝えられた。最近でも、こうした推測はタイ政府側によって強く支持されており、そのことは筆者自身が東北タイ各地のタイ官吏から聞いたところである（注24）。

トンキン湾事件によって送還が中断された直後、ベトナム人難民たちはタイ政府に対して、従前の指定居住地区から他地域に移ることに対して許可を求めた。当時、難民の多くはかつてインドシナ戦争末期にタイ政府が計画したように、同政府は難民を国内の他地域へ移すのではないかと推測した。しかしこれは実行されなかった。当時タイ政府としては、北ベトナム側を説得してできるだけ早く、これら難民全員を本国に送還するとの意向をもっていたからである。しかし、このタイ側の意図はなかなか実現をみなかった。1965年3月、北ベトナム赤十字社のブー・ディン・トゥン (Vu Dinh Tung) 博士がバンコク駐在同国赤十字代表として着任したが、かれのタイ側関係者との非公式会談での説明によると、北ベトナム政府としてはラングーン協定をいまだ有効であるとみなしていること、また北ベトナム政府は難民を受け入れるためのあらゆる準備を行なったこと、などが明らかにされたが、同時にトゥン博士はタイ赤十字に対して北ベトナム側の状況が送還を安全に実施しうるように改善されるまで、難民の送還を待つて欲しいと要請したのであった（注25）。

同年6月、タノム政権はベトナム人難民に対してかなりの強硬策を発表した。すなわち、タイ政府は南ベトナム側の支援をうけて行なわれる詳細な検査を実施し、その終了後に健全と判断されたベトナム人難民に対しては居住者ビザを発行する

こと、しかしタイの法律に服従しない難民はこれをタルタオ (Tarutao) 島に移すこととするというのである。同時に、タノム首相は2人の北ベトナム赤十字代表はもはや必要なく、またかれらの滞在費にタイ政府は1カ月に1万バーツ(=500 U.S. ドル)の支出を負担しているのです、かれらは同年8月初めまでにバンコクから退去するように要求した(注26)。

しかし、タイ・北ベトナム両政府はともに当時ベトナム人難民の送還再開の可能性について断念していたわけではなかった。同年9月、タイと北ベトナム両国赤十字社は状況が許すようになれば、難民の本国送還を再開することに同意する旨の書簡を交換していた。同時に双方はまた送還再開までの間、難民に対して1959年のラングーン協定に盛り込まれた諸原則に違反する行動はとらないことに同意したといわれる。しかし、この点については、1966年から68年に至る期間を通じて、双方が互いに相手方がこの了解を破ったと非難し合うこととなった。

この間、タイはベトナム戦争遂行のためのアメリカへの協力を積極化し、1967年までタイ政府が公式に承認することはなかったものの、事実上、北爆およびホー・チ・ミン・ルート爆撃のための基地として、タイ基地を提供し、さらに後方基地としての役割を果たすべく軍事基地の建設を強化していた。さらに1966年5月には南ベトナムのタイ軍の派兵を決めベトナム戦争への直接参加に踏切ったことによって、ハノイおよび北京からのタイに対する非難・攻撃は一層激烈となり、それに伴って東北タイでの10人ないし20人程度の小規模な反政府ゲリラ活動が活発化した。これに対してタイ政府は警察および軍隊によって治安不良の諸地域において平定活動を展開し、1966年1月から

1967年10月までに、263人のテロリストを殺害し、2600人を逮捕投獄し、2200人を降伏させていた(注27)。

これに関連して、タイ政府は前述の「難民代表事務所」を閉鎖させたほか、1967年を通じてベトナム人難民に対して強硬な政策を実施していた。すなわち同年2月にはタイ警察によってタイにおけるベトナム共産主義機関の最重要人物とみなされる約80名のベトナム人難民が逮捕され、尋問のために拘禁された。またムクダハン(Mukdahan)でその逮捕に抗議したベトナム人女性が警察によって殺害されるという事件も起きており、さらに5月にはサコン・ナコン州のベトナム難民代表の一人が殺害され、それがタイ政府地方官吏の所行であるとの噂がベトナム人難民間に広がっていた。もちろんこの事件に対しては、北ベトナム赤十字や同国法律家協会から「反動タイ政府の犯罪」として、またラングーン協定に対する違反として、強い抗議がタイ側になされていた(注23)。

一方この1967年には、南ベトナム側もこの難民問題に対して積極的な取組みを始めていた。すなわち同年2月、南ベトナムの新任バンコク駐在大使として前情報相のディン・ティン・チン(Dinh Trinh Chinh)氏が着任し、以後同氏は積極的にタイ在住ベトナム人難民問題に取り組むに至ったのである。

まず同氏はバンコク在住ベトナム人集団と交流を深め、ついで東北タイの主要都市に設置している南ベトナム政府の情報センターの活動強化に乗り出した。これらの情報センターには南ベトナム政府から派遣された官吏と現地雇用の補助員とが勤務したが、後者には古くタイに移住したベトナム人の子孫(純粋ベトナム人またはタイ人との混血)でタイの国籍所有者または居住外国人の地位をも

つ者が採用されていた。かれらはその出身や言語能力のゆえに現地社会との関わりを深く持ち、任期2年で現地不馴れの南ベトナム官吏の活動を補助するのに力があつた。情報センターは東北タイの主要都市に置かれ、そのうちノンカイをはじめいくつかについては筆者も現地で訪問する機会をもつた。この情報センターは南ベトナム国旗を掲揚し、館内には南ベトナム政府発行の宣伝雑誌、パンフレットや同政府側の主要活動を示す写真を展示公開し、時には資料を各家庭に配布したりしている(注29)。チン大使の督励もあつて、1967年以後東北タイでは現地のタイ官吏と南ベトナム政府情報センターとの連携活動が強化されたが、後者はタイ側に対して、親ハノイのベトナム人難民に対する更に一層きびしい統制と、一方親サイゴンの難民に対する親ハノイ難民に比べての一層の優遇措置の採用を要請していた。

チン大使はその多くが北ベトナムの影響下にあると考えられる東北タイ在住のベトナム人難民に対して、本国南ベトナムにおけるチュー・ホイ(Chieu Hoi 招回)計画に似た方策の適用を図つた。すなわち難民が共産主義者との関係を断つて南ベトナムに移り、南ベトナム政府の政策を支持するならばかれらに対して生活再安定化のためにいくらかの金額と援助を供与しようというのである。この計画によって、1967年から1968年にかけて実際に南ベトナムに帰国したベトナム人難民がいたのであるが、その人数については、はっきりしたことは判らない。ある論者たとえばブル氏の推定ではごくわずかの人数とされている(注30)のに対して、一方ではタイ官吏のように1万3000人に達したと言明している者もいる(注31)。これら難民の南ベトナムへの送還に対しては、当然北ベトナム側は強い抗議をよせた(注32)。しかし、いずれ

にせよ、これらの送還のために正式な難民送還協定がタイ・南ベトナム間に締結されたわけではなかった。

両政府は当初この送還協定の成立に努力したことはもちろんである。タイ政府スポークスマンは1967年5月に、残留ベトナム人難民のうちの希望者を南ベトナムへ送還するについて協定を結ぶため、南ベトナム側と交渉が開かれたことを発表していた。その直後、タイのタノム首相は難民の南ベトナムへの送還のために9100万パーツが充当されるだろうと語っていた(注33)。しかし、同年7月に至つて、この協定のうちのいくつかの詳細な点の決定が南ベトナムの大統領選挙の終了後まで延期されるだろうこと、また両国政府は自発的に南ベトナムへ帰国することを拒絶するであろうと思われる多数の難民の扱いをどうするかについて意見の一致をみていないらしいことが伝えられた(注34)。こうしてタイ・南ベトナム間の難民送還協定はついに流産の憂き目をみたようである。

6. ベトナム人難民の本国送還(その3)

さて1968年にはいつて、それまで激化を続けてきたベトナム戦争はついにデスカレーション期を迎えるに至つた。1968年初めベトナムに駐在するアメリカ軍は50万を超え、年間戦費は300億ドル近くにも達した。こうしたベトナム戦争へのアメリカの過剰介入は国の内外世論によって大きな批判をうけ、1968年秋の大統領選挙をひかえて、アメリカ政府当局は、戦争負担の軽減をはかる必要からも、ベトナム政策の転換を強いられた。

同年3月31日、アメリカのジョンソン大統領は北爆の部分停止を発表し、戦闘縮少への第一歩を踏み出した。これを契機にアメリカと北ベトナムはパリで和平会談を進めることとなった。さらに大統領選挙を目前にしたジョンソン大統領はパリ

会談のいっそうの進展をはかるため10月31日、ついに北爆の全面停止に踏み切った。一方これを契機にパリ和平会談はサイゴン政府代表と解放戦線代表を参加させることになり、これら4者による拡大和平会談は翌1969年1月18日から発足した。

このようなベトナム戦争の縮少期を迎えて、タイ政府はベトナム人難民の送還再開の意図を明らかにした。すなわち北爆の全面停止の2週間後、8月中旬にタイ政府の副首相プラパート將軍はタイ赤十字はラングーン協定に基づくベトナム人難民の本国送還再開についてハノイ側との交渉を求めるであろうと発表していたのである(注35)。しかしこの交渉の再開はすぐには実現しなかった。すなわち上記のタイ側の提案に対し、北ベトナム側は同年12月、海路がまだ安全でなく実情を視察したい旨の回答を送ったままで、交渉再開には至らなかったのである。そして以後1年余の間、事態は進展しなかった。そして1970年2月17日に至り、タイ政府はさらにバンコク駐在の国際赤十字委員会に対し再度北ベトナム説得を要請し、これに対し北ベトナム側が3月28日タイ政府の申入れに同意を表明したことで、やっと交渉再開の見通しが立つに至った(注36)。しかし同年5月末、おそらくカンボジア情勢がその原因であろうが、北ベトナム側から交渉再開の延期通知がタイにもたらされ、またまた交渉再開は暗礁に乗り上げた格好となったが(注37)、ついに同年9月28日、タイとの交渉にあたる5名の北ベトナム赤十字代表団がバンコクに到着した(注38)ことで事態は進展し、ベトナム人難民の送還交渉はいよいよ10月5日から開始された。

いったん会談が開始されると、すでに1959年のラングーン協定という両者の承認した基本原則があるので、討議は比較的順調に進行したと思われる

る。11月17日から20日にかけて北ベトナム赤十字代表団は東北タイの各地を視察したが、この視察の主要目的は、現在難民の従事している職業を調査し、かれらが北ベトナムに帰国後も同種の職業に就かせることができるようにすることにあるとされていた(注39)。この東北タイ視察後、再び送還交渉は継続されたようであり、その結果協定の原案を本国政府と協議するためであろうが、北ベトナム代表団団長のブ・ホアン(Vu Hoang) 団長はじめ団員3名が11月末にハノイに帰国した。ところが間もなくバンコクに帰ってくるはずのこの北ベトナム代表団長がなかなか戻らず、翌年4月に団長を除く団員2名がやっと戻ってきて交渉は続けられたのであるが、1971年4月末現在、いまだにタイ・北ベトナム両赤十字代表間で正式な協定の調印が行なわれていないようである(注40)。このため、昨年10月の会談開始当時は本年1月に予定され、ついで4月からは確実にとされていた難民の送還開始はかなりおくれる見通しとなっている。こうした送還協定成立の遅延の原因が何であるかについては、情報不足のため、今のところ筆者にもはっきりしたことは判明していない。ただいまだに北爆についての懸念が完全に払拭されていないことなど、送還の安全が期し難いことも一つの原因ではないかと考えられる。いずれにしても現在のところ、タイ側にもまた北ベトナム側にもこの送還を緊急に実施しなければならないような条件は存在していないことは確かのようなのである。

(注1) Bui Quang Tung “Contribution to the study of Vietnamese Colonies in Thailand” *France-Asie* XV. (sep. 1958), pp. 439~451.

(注2) 拙稿「カンボジアの独立過程とソハヌーク体制の確立」(山本達郎編『東南アジアにおける権力構造の史的考察』、東京、1969年)、147~148ページ。

(注3) Peter A. Poole, *The Vietnamese in Thailand, A Historical Perspective* (Ithaca, 1970),

p. 52, n. 7.

(注4) E. J. Hammer, *The Struggle for Indochina* (California, 1954). 河合伸訳『インドシナ現代史』(東京, 1970年), 151ページ。

(注5) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 53, n. 9.

(注6) E. J. Hammer, *The Struggle for……*, 邦訳124ページ。

(注7) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 41.

(注8) Chan Ansuchote “The Vietnamese in Thailand: A Case Study in Decision-Making” (M. A. Thesis, Thammasat University, Bangkok, 1960), P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 53, n. 10. Chan氏は1950年代には、タイ政府の国境巡回警察の副司令官の任にあった人である。

(注9) タイの第2次大戦後の外交政策について、簡単には以下の2文献を参照。Russel H. Fifield, *The Diplomacy of Southeast Asia: 1945-1958* (New York, 1958), Donald. E. Nuechterlein, *Thailand and the Struggle for Southeast Asia* (Ithaca, 1965), 山下正雄訳『タイと東南アジアの争乱(上)(下)』(東京, 1968)。

(注10) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 46.

(注11) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 47.

(注12) 法律の内容の概要は下記文献で紹介されている。P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, pp. 90~91.

(注13) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 49.

(注14) Viet-Nam News Agency, 1954年10月15日, P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 49.

(注15) Russel H. Fifield, *The Diplomacy of……*, p. 254.

(注16) *Bangkok Post*, 1959年3月30日付。

(注17) *Bangkok World*, 1959年6月22, 26日および7月2日付。

(注18) *Bangkok World*, 1959年7月11, 18日および21日付。

(注19) *Bangkok World*, 1959年8月4日付。

(注20) このラングーン協定の内容の全文は P. A.

Poole, *The Vietnamese in……*, Appendix B, pp. 136~142 に掲載されているので参照されたい。

(注21) *Bangkok World*, 1959年11月22日および12月15日付。

(注22) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, pp. 64~65.

(注23) 送還のためのタイ中央委員会での P. A. Poole 氏の調査による。P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 66.

(注24) 同趣旨のことは時々バンコクの新聞にもタイ官吏の発言として見えている。たとえば *Bangkok Post*, 1968年11月19日付および1970年12月14日付など参照。

(注25) *Bangkok World*, 1965年3月21日付。

(注26) *Bangkok Post*, 1965年6月2日および24日付。

(注27) *New York Times*, 1968年2月4日付。Stanley Karnow “The Looking Glass War” *Far Eastern Economic Review* (December 21, 1967), p. 541.

(注28) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, pp. 85~86, n. 24.

(注29) たとえば筆者が実際に東北タイの現地で見ただものの中には、以下のような南ベトナムで出版の雑誌類があった。*Trẻ* (アメリカ文化センター刊行), *Văn Nghệ Chiên Sĩ* (南ベトナム軍の文芸雑誌), *Viet-Nam* (情報省, 心理作戦省刊), *Phòng Thuong-mãi* (サイゴン商工会議所刊), *Pho Thong* (一般雑誌), *Chon Loc* (一般雑誌), *Nuoc Nam* (文芸雑誌), *Phu Nu Nguay mai* (婦人雑誌)

(注30) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 118, n. 5.

(注31) たとえば *Bangkok Post*, 1970年1月28日付にみえるノンカイ州知事の発言など。

(注32) Viet-Nam News Agency, 1968年10月9日, P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 86, n. 29.

(注33) *Bangkok Post*, 1967年5月13日付。

(注34) *Bangkok Post*, 1967年7月10日付。*Bangkok World*, 1967年7月13日付。

(注35) *Le Monde*, 1968年11月16日付。

(注36) *Bangkok World*, 1970年4月2日付。

(注37) *Bangkok World*, 1970年5月30日付。

(注38) *Bangkok World*, 1970年9月29日付。

(注39) *Bangkok Post*, 1970年11月21日付。

(注40) 本年4月にバンコクに戻った北ベトナム代表団員とタイ側代表との間に、4月末現在もなお会談が続けられているようである (*Bangkok World*, 1971年4月16日および23日付参照)。

IV タイ在住ベトナム人社会の現状と その特質

上述したところから明らかなように、タイには現在もベトナム人が依然として約8万人おり、タイの政治・経済・社会・文化の諸側面において一定の役割を果たし、同時にまた種々の問題をも提供しているのである。

いま、1967年現在でのタイ在住ベトナム人数およびその出自別内分けについてのプール氏の推計をみると第4表のごとくであるが、筆者は現地での見聞から推して、実数は同年現在で約8万と見なしてよいように思う。そしてその内分けとしては、約2万が初期移住民の子孫であり、したがって残り約6万がいわゆる難民であるとみなしてよいように思う。

さて、つぎにこれらタイのベトナム人社会の構造ないしは性格を検討してみると、この社会全体が均一の性格をもっているというわけでは決してない。いま大きくこれを初期移住民(の子孫)社会と新来の難民社会の二つに分けて考えてみてもその性格は同じではなく、また難民社会の中でも一世と二世——タイに避難した時までに初等教育を終わっていないごく年少の子供であったかあるいは両親の避難後にタイで生まれ育った人たち、年令で言えば現在40歳ぐらい以下の者をこう呼ぶこととする——とでも区別すべき世代間の著しい相違も存在するのである。そこで、以下これらの各ベトナム社会の性格と現状について、筆者の現地での観察を中心に、これにこれまでもたびたび触

第4表 タイ在住のベトナム人数(1967年)

1. 1964年に送還のため登録したままの難民	
男性(18歳および其以上)	6,728
女性(")	7,373
子供(18歳以下)	22,336
2. 1964年から1967年までに難民を父母として出生した子供数の推定	5,000
3. 居留外国人として登録されている者(1964)	
男性	2,008
女性	1,152
4. 非登録および其他不法入国のベトナム人(1967年央の推定)	10,000
5. 初期移住ベトナム人の子孫	20,000
合 計	74,597

(出所) *Statistical Yearbook, Thailand* No. 26 (Bangkok, 1967) およびベトナム人難民送還タイ委員会資料およびその他推定による。P. A. Poole *The Vietnamese in……*, p. 93 所引。

れてきたプール氏の同様の現地調査結果をも参照して検討を加えることとする。当該問題に関する内外の文献や調査はこれまでのところきわめて少なく、筆者の観察も不十分であるので、叙述はおのずから概括的かつ断片的にならざるをえなかったことをお断りしておきたい。

1. 初期移住民の境位

18世紀のタイへのベトナム人移住者は大部分が仏教徒であり、その多くが軍人など男性で占められていたために、かれらは必然的にタイ人や中国人の女性と結婚し、したがってしだいに深く現地社会に同化していった。かくして、かれらの子孫は現在では全くタイ人(ベトナム語では「グエイ・タイラン」*Người Thái-lan* または「グエイ・シエム」*Người Xiêm*)としての意識をもち生活を送っているのである。かれらはもはやベトナム語を話すこともなく、かれらの大部分の者は自分の祖先がベトナム人であったことすらかすかに知っているにすぎないである。

一方、とくに19世紀に多くタイに移住して、大部分がチャンタブリとその周辺地域に、また一部

がバンコクに居住しているベトナム人カトリック教徒がいるが、かれらカトリック教徒の生活ないし現地社会との関係は18世紀の仏教徒移住者たちとは全く対照的であった。かれらカトリック教徒たちは大部分が農民であり、一部がバンコクなどで写真技師、洋服仕立業、クリーニング業などの職業に従事しているが、かれらは自分たちを指導するに適切な訓練された宣教師の不足という事情もあって、同一村などに固まって居住する傾向があった。かくして、これまでベトナム人カトリック教徒たちはきわめて閉鎖的社会を構成してきたのである。かれらは身内の者がカトリック教徒でないベトナム人と結婚することを嫌った。ましてベトナム人以外の者と結婚することは許さなかった。またかれらは日常生活上の必要からもちろんタイ語を話すが、多くの者がまだ自分ら同志の間の会話とか宗教的儀礼においては、ベトナム語を使用しているのである。古い19世紀的な特徴を保存したかれらのベトナム語は、ベトナムから新来の者にはほとんど理解できないのである。これらカトリック教徒は、したがって、現在ではベトナム語の放送つまり Radio Hanoi とか Radio Saigon にはあまり耳を傾けていない。かれらの先祖はヨーロッパ人やタイ人の宣教師の不足していた19世紀のタイでカトリック教の布教に大きな貢献をなしたし、現在でもかれら自身(純粋なベトナム人もタイ・ベトナムの混血児もいる)がやはりタイのキリスト教発展に大きな役割を担っている。これらベトナム人カトリック教徒の大部分はすでにタイ国籍を保有している。

以上に挙げたような初期移住ベトナム人のうちには、農民や漁民が多数いたが、同時にかれらのうちにはタイの文官・武官として高い地位を占めた者も多い。それはかれらベトナム人の各方面に

おける能力の優秀性によるところが大であった。近年でも、現地で筆者が見聞したところでは、タイのベトナム人生徒は学校においても一般のタイ人生徒よりも優秀であるというのが定評となっているのである。ベトナム人は通常タイ人に対しては、自分たちよりも劣等だとしてこれを見下す態度をとっており、外国人たとえばフランス人も両者の優劣について「アンナン(=ベトナム)人が隣邦人よりすぐれていることは疑いない。カンボジア人、ラオス人およびタイ人は、とうていかれらに対抗することはできない。」と述べてやはりベトナム人優位の評価を下している(註1)。タイ人自身のベトナム人に対する評価も民族全体について、これとほぼ同様で、かれらはベトナム人(ユーン Yuan)の方が自分たちタイ民族よりも、やや優秀であるとみなしており、ベトナム人に対していくらかの劣等感をもっている。したがってまたタイ人はそのベトナム人の自分たちに対する接触には強い警戒心を抱くのである。

タイのベトナム人はその経済的地位から考えても、原代人一般よりは高い場合が多く、華僑と並んでかなり優位に立っていると見える。とくにかれらは手工業職人や機械、電気関係技能者として、また小売業者として、カンボジアやラオスなど旧フランス領インドシナ諸国におけると同様、大いにその能力を発揮しまた評価されてもいる。集团的にみれば、その規模からいっても問題にならないが、個人ベースでみれば、ベトナム人は時に華僑に勝る能力を示すことがあるのである。

こうした初期移住ベトナム人の子孫たちは、第2次大戦直後、インドシナの再支配を目指すフランス勢力に反抗して破れ、ベトナムからあるいはラオスやカンボジアからタイに避難してきた、いわゆるベトナム人難民の到来に際しては、これに各

種の援助を与えたが、やがてかれらはやはり永年生活してきたタイ国で確保してきたかれら自身の現実的な社会、経済的地位について強く考慮を払うに至った。ピブン (Phibun) 政権が、共産主義者の影響がタイ在住のベトナム人難民の間に顕著になりつつあることを警戒して、1950年代初期からこれに対する厳重な統制と抑圧の政策を採用しだすと、これら古くからタイに在住してきたベトナム人子孫たちの大部分は新来のベトナム難民とは手を切り、以後この両集団はおのおの別個の道を歩んできた^(註2)。筆者は、近年でも、これら両集団は同じベトナム人同志ながら、互いに相手方に対して警戒的であるとの印象を強くうけている。要するにタイの初期移住ベトナム人の子孫たちは第2次大戦後難民を中心に北ベトナム路線を軸として展開されていくタイ国内での政治的な活動からは手を引いたのであり、ベトナム本国との関係もしだいに薄れ、タイ国民としての立場に重点をおいて生活しているといえよう。

2. ベトナム人難民の社会

第2次大戦直後にラオスやカンボジアからタイに移住してきたベトナム人難民たちは、元來かれらが民族的性格ないしは文化的伝統として閉鎖的・排他的な社会を構成する傾向をもっていることに加えて、とくに北ベトナム政府やそれを支える労働党側がかれらにベトナム民族としての自覚を強く維持し、自己充足的集団を形成して難民社会の外との自由な接触を抑えることに種々の政策的努力を払ったこともあって、かなり孤立的社会を形成してきた。またタイにおけるベトナム人社会のこのような自立的・閉鎖的性格の形成と維持については、タイ政府がかれら難民の居住区を東北タイの特定諸州に限定してきたことも預って力があつたことは否定できない。

さて、こうしたベトナム人難民の中には、前にも触れたように一世と二世がおり、かれらの価値観あるいは政治・社会意識と行動は必ずしも同一ではないと考えられる。

まず現在約2万ないし2万5000いると考えられる難民一世たちについてみると、もしかれらがタイに長期間居住を許されるならば急速にタイ社会に同化していくのではないかと推測しうるかという、それは必ずしも容易ではないといわざるをえない。なぜなら、かれらの社会的価値観や態度は生れ育ったベトナム本国において、あるいはカンボジアやラオスにおいて、要するにすでにかれらがタイに移住する前に形成されてしまっていたのであり、その価値観が家族への忠誠を中心とし集団主義をとるなどの特徴を有し、一方社会的紐帯が弱く個人主義をとるタイ人のそれとはかなり相違し対立する場合が多いからである^(註3)。カンボジアやラオスにいたベトナム人の中には、全体の20%ないし25%がそうであると推測されていた^(註4)ように、カトリック教徒も多く、タイ在住難民の中にも20%同教徒がいるとみられ^(註5)、事実これを反映して東北タイの主要都市にはカトリック教会もみられるのであるが、こうしたベトナム人カトリック教徒は閉鎖的集団を形成して周辺のタイ人社会とは自らを区別して意識しているようである。それにしてもタイはカンボジアなどに比べてかれらの祖国より遠く隔たっており、かれらが固有の民族性を維持するのは容易なことではないであろう。この意味において、現在のタイ社会において、難民一世の多くは、上述した初期移住ベトナム人の子孫と同様の境位にあるといえることができる。

難民一世のうち最も多いのは北ベトナム出身者つまり親ハノイ政権系のものであり、これに対し

て南ベトナム出身者や北部出身者のうちのカトリック教徒などをふくむ親サイゴン政権系のもも少数ながらおり、これら両者は相対立していて時には実力行使に訴えることもあるが^(注6)、かれらのうちでもとくに先鋭な政治意識をもたない大多数の者は政治的には中立の立場にあり、北ベトナムやタイのどちらの政権に対しても強い愛着なり忠誠心を感じておらず、かれらは要するにあらゆる国家的束縛から離れて、自由に生活できるよう放置しておいて欲しいという気持ちが強いようである。かれらはタイでの難民としての生活において、種々の経済的制裁をも伴った北ベトナム側機関からの指令で金銭や食糧などを徴発されてきたことは確からしいが、かれら自身がテロリストとして活動したりその組織に加入したりしたことはほとんど考えられないのである。タイ政府から居住や移動の制限をうけているうえに、しだいに年をとり、家族を抱えての生活上の苦勞も多い。さらにこの難民一世はタイ語があまり上手でないというハンディを負っており、またかれらとタイ人との間には強い民族的違和感があるので、両者の緊密な協力関係というものは、生まれにくいのである。しかし、こういう種々の制約はあるものの、これら難民一世の集団的存在が、これまで、ハノイ政権がタイ政権に対して政治的圧力をかける場合に、消極的ながら一定の役割を果たしてきたことは間違いないであろう。

これに比較して、現在すでに3万以上に達したと推定される難民二世たちはそのタイ語の能力やタイ国についての知識の豊富さ、周辺のタイ人との円滑な関係維持の可能性などからも、十分タイ人として通用するので、かれらの父兄に比べれば、北ベトナムの労働党側からみてその忠実な信奉者として確保すれば優秀な反タイ政府活動分子にな

り得る可能性をもっていることになる。しかし反面、これら二世はかなりタイ社会に同化されるという面があるので、必ずしもかれらを反タイ政府活動に加入させるのは容易ではないのである。

北ベトナム側はこれら二世がタイ社会に同化されるのを阻止するため、1950年代には東北タイの難民家族に対してその子弟をタイ式学校に行かせないようにすることを強要したり、ついで1960年代にはベトナム子弟を集団的に同一の寺院学校に通わせたりした^(注7)。要するに、できるだけかれら難民二世にベトナム人以外の子弟との交際を避けさせることを狙ったのである。しかし現実には、ベトナム人学校の設立が簡単に許されないこともあって、ベトナム人難民の子弟で一般のタイ人小学校に学ぶ者もかなりいたのであり、かれらはタイで生れ育ちタイ語を学んだので、ベトナム語の読み書きよりもタイ語の読み書きの方を得意とするようになった。かれらは本来その民族的性格としても積極的・活動的な性格をもち、そのうえよく勉強するので、バンコクや東北タイの学校でも、一般タイ人あるいはタイ・ラオ系の生徒に比べて優秀な成績をあげているといわれている。

かれらはまたタイ人の学校で学んだので、タイの価値体系に触れた。すなわちタイ文化を学び王制や小乗仏教についても理解をもつに至ったのである。二世のうちの多くの者は、こうしてベトナムとタイという相異なる二つの価値体系を知って成長するに至ったのである。またこうしたベトナム難民子弟のタイ人学校への出席は、かれらがタイで高等教育をうけたり、よい職業に就くための好機を提供することとなったことは否定できず、これがかれらのタイ社会への同化傾向を強めているのではないかと推察される。しかし一方、筆者が現地で聞いたタイ側官吏の発言によると、こう

した難民二世が北ベトナム労働党の手先となり、かれらの住む近辺の家族や村について細かく北ベトナム側に報告するといった諜報活動を行なっていることがあるという。優秀な才能と便宜の多いかれらをうまく利用すれば、そうした諜報活動にも大きな成果を挙げることができよう。

さて、以上のように難民一世と難民二世の間には大きな価値観の相違があるが、その相違はかれらの家庭生活においても種々の波紋を投げかけていることが看取される。たとえばその一つの顕著な現われは、親ないし目上の者に対する服従意識の弱化である。筆者が現地で聞いた話では、難民一世たちはその子弟つまり二世たちがベトナムの伝統的価値意識として最も重要な孝行心に欠けることを屢々訴えているという。これら一世たる親や兄がタイ語もうまく話せず、また難民という法律的にも低い境遇にあることが、こうして二世たちのかれら一世に対する尊敬や服従心を弱化させた重要な原因の一つであったとプール氏は指摘しているが^(註8)、筆者もこれに賛意を表したい。

こうした傾向を反映して、ベトナム難民二世の中には、親兄弟の意志に拘らず、自分の結婚相手は自分で決めることを主張する者が年とともに多くなっているという話も聞いた。難民一世たち、つまり現在だいたい40歳以上のベトナム人難民の多くは、自分たちと同じベトナム人たる子弟たちもベトナム人と結婚すべきだとし、かれらがタイ人や中国人などベトナム人以外の民族と結婚することに強く反対している。一世たちがその場合よく引くのは「水牛は自分のうちの原っぱの草を食べべきだ」(Trần Lông nào ăn cỏ Lông này)というベトナムの諺であり、プール氏もこの諺を聞かれたらしいが^(註9)、筆者がこれを東北タイで聞かされた後、ベトナム本国を訪れた際にベトナム人

にその意味を尋ねたところ、これは本来、ベトナム人の社会において「同じ程度の者同志」とか「分相応に」とかいった意味の諺であるとの解答をえた。タイに難民として同じ境遇の生活をしているベトナム人はベトナム人同志で結婚するのが最善の道であり、またそうしなければその後がうまく行かないであろうという一世たちの気持からこの諺がもち出されたのであろう。これに対して一方、難民二世たちの平均的な考え方では、異民族間の結婚は不道德というわけではない。ただ同民族間の結婚の方が夫と妻の双方にとっても便利であり好ましいであろうという程度なのであった。

3. 1965年以後のベトナム人難民社会

ところで近年、とくに1964年夏のトンキン湾事件による北ベトナム送還の中止事件以後、タイ在住ベトナム人難民社会において新たに顕著にみられる現象は、かれらがしだいに現地定着化傾向を強めてきたことであると思われる。

トンキン湾事件を契機としたベトナム戦争のエスカレーションで、かれらの祖国ベトナムでは北も南もともに戦場となり、住民の生活が脅やかされ生命の危険が増大した。こうした祖国の情勢を前にして、タイ在住難民たちのうちでも、とくに熱烈な北ベトナム路線の信奉者は依然として自分たちのタイ在住はあくまで一時的なものであるとし、近い将来に必ず北ベトナムに帰国するとの見方を変えなかった。しかし一般の難民多数はこれと若干異なる反応を示した。かれらはかねてタイ在住期間が長びくにつれてしだいにタイへの定住意識をもち始めていたが、今次のベトナム戦争のエスカレーションを機に、引続いてタイに残留しここに定住したいとの希望を鮮明化するに至ったのである。かれらは政治的見地からよりもっぱら個人生活上の判断からそれを決めたのである。

すなわち、かれらがベトナムに帰っても戦時下ではよい生活が送れるという保障もなく、一方タイはすでに20年近くも過ごしてきた土地であり、したがって生活不安のつきまとうベトナムに帰国するよりもタイに残留した方が安定した家族生活を送られる可能性が強いのでそこに定住したいというわけである。

こうしたかれらの意向を反映するものとして、1964年以後急速にベトナム人難民の中でタイ人と結婚する者が増加しだしたことが挙げられる。プール氏が引用している東北タイのナコン・パノム州の場合、こうしたベトナム人と現地タイ人との結婚は1964年から1967年までで約600例にも達しているが、このことは同様の例がタイ全体で1950年代を通じてわずか87件しかなかった^(注10)のに比べれば、非常に大きな変化であるといえよう。こうしたタイ人との通婚は、ベトナム人難民にとってタイ国籍取得のチャンスともなり^(注11)、かれらがタイにおいて経済的発展を図るうえでも、法的身分の向上、知己の拡大をもたらすなど、大きな利点となったのである。

ベトナム人難民の間にしだいに増大してきたこうした現地定着化の希望をうけて、かねて難民の北ベトナム送還に強い不満を抱いてきた南ベトナム政府は、その送還停止を実現させ、当問題についての北ベトナムの優位性を打破するという意味からも、タイ政府に対して善良なベトナム人難民にはタイ政府から居留外国人の地位を与えるように要求し、かつその実現に画策した。同時に一方で難民にはタイの法律に従うよう注意を促していた^(注12)。しかしタイ政府は南北両ベトナムの間に立ち、そのいずれからとも抗議ないし反対されるのを避けるため、現在までこの南ベトナムの提案に対して全面的な同意は与えていない。しかし、タイ

政府がベトナム人難民に対して実施している制限措置は手ぬるいものであり、こうした状況の中では、ベトナム人難民はその気にさえなれば容易にタイ社会に混入しうるであろうし、筆者には現にその過程は進行しつつあると思われる。

タイ民族は古来外来民族や文化を吸収しそれらを同化する力を強くもっており^(注13)、すでにその力は対華僑関係において発揮されている。したがって、タイ政府が対華僑政策におけると同様、ベトナム人難民に対しても少なくとも現行の種々の制限措置を緩和するなど同化への促進政策をとるならば、華僑に比べてきわめて少人数のベトナム人はやがてタイ社会に同化されていく方向を辿るものと考えられる。しかし従来タイ政府は強固な反共政策を維持し、中国(中共)や北ベトナムとの対立的立場から、北ベトナムと密接な関係をもつとみなされる自国内のベトナム人難民を同化させることなく、共産主義浸透の芽を摘む意味からもこれら難民全員を本国送還する方針をとってきたのである。東北タイにおいてベトナム人難民が果たしている経済的役割については、かれらの去った直後は多少の混乱はあっても、やがて自国人なかんづく華僑系住民などで十分補填しうるの見通しに立っていたのであろう。

昨年来とくに本年初頭以来、ベトナム戦後を見越して、タイ政府は対中国接近策を打ち出し、その具体化について種々模索しつつある^(注14)。したがって将来北ベトナムとの関係も従来ほどの敵対関係はみられなくなる可能性も十分ある。もし幸いにしてそれが実現すれば、ベトナム人難民もタイにおいて平和裡にタイ人社会と共存しうるであろう。そうなれば、かれらのタイ社会への同化傾向は一層促進されるものと思われる。しかしこれまで長期間にわたり歴史的に形成されてきたタ

イ人とベトナム人との間の敵対感は根強い。つまり両者は古くからともに相手方をインドシナあるいは東南アジアにおける最も注目すべき敵ないし競争相手だとみなしているのである^(注15)。また同時に、それに伴って生まれた不信感の根も深く、両者の間に真の平和共存関係が生まれるまでにはかなり長期間を要すると思われる。まして最近の報道によれば、ラオスにはタイの「義勇軍」がいてラオス王国政府軍を補助してパテト・ラオ軍と闘っており、一方このラオスには北ベトナム軍兵士4万以上が駐在してパテト・ラオ軍と共同作戦を展開している。したがってタイ人と北ベトナム人とはラオスで直接砲火を交えている可能性も強く、ここに両民族の対立感はますます助長されている傾向すら無しとしないのである。したがってかかる状況からすれば、少なくとも今後当分の間は、依然としてベトナム人の問題は、難民の処理を中心に、タイの政治・経済・社会上種々の問題を提起していくことになることとみなしなければならないであろう。

(注1) Paul Doumer, *L'Indochine française, Souvenir* (Paris, 1905), 満鉄『印度支那民族誌』(東京, 1943年), 29~30ページ所引。

(注2) Peter A. Poole, *The Vietnamese in Thailand* (Ithaca, 1970), p. 32.

(注3) タイ民族の価値観については河部利夫, 田中忠治共著『東南アジアの価値体系Ⅰタイ』(東京, 1970年)に詳しく触れられている。一方ベトナム人のそれについては近刊の拙著『東南アジアの価値体系Ⅲ, ベトナム』参照。

(注4) 拙稿「カンボジアにおけるベトナム人問題の現状と歴史的背景」(『アジア経済』, 12巻2号, 1971年2月), 38ページ。

(注5) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 128, n. 3.

(注6) たとえば *Bangkok Post*, 1970年11月21日付。

(注7) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p.

125.

(注8) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, pp. 125~126.

(注9) P. A. Poole, *The Vietnamese in……*, p. 126.

(注10) Chan Ansuchote “The Vietnamese Refugees in Thailand; A Case Study in Decision-Making” (M. A. thesis, Thammasat University Bangkok, 1960), p. 51., P. A. Poole, p. 127.

(注11) タイ国籍取得の問題については下記文献を参照されたい。“The Nationality Act of B. E. 2508 (1965)” in *Government Gazette*, Vol. 82, No. 62, Special Issue (August 4, 1965).

Richard J. Coughlin, *Double Identity; The Chinese in Modern Thailand*, (Hongkong, 1960), pp. 169~181.

(注12) たとえば *Bangkok Post*, 1967年2月28日付。

(注13) Georges Coedès, *Les états hindouisés d'Indochine et d'Indonésie* (Paris, 1964), p. 349.

(注14) 最近の新聞報道(たとえば『朝日新聞』1971年7月17日付)によると、こうしたタイの対中国接近策は中国側が反応を示さず、必ずしも成功していないようであり、タイ政府もこの方針の早急な実現を断念する可能性が出てきたという。

(注15) 阮朝時代のベトナムに対するタイの対抗意識の例が下記文献にみえる。Alexander Barton Woodside, *Vietnam and the Chinese Model* (Cambridge, 1971) p. 258.

(調査研究部主任調査研究員)